

## 令和3年分 税の申告について No.②

令和3年分の所得税、復興特別所得税および町県民税の申告期間は、令和4年2月16日から3月15日までです。税の申告は、所得税の納付や還付をはじめ、町県民税の算定等の基礎資料となりますので、申告が必要となる方は期間中に必ず行ってください。具体的な受付日時、申告会場や申告時に必要なもの等については、後日お知らせします。

### 申告が必要な方は

次に該当する方は申告が必要です。※令和3年中(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

給与収入がある方のうち	複数の給与収入がある方
	給与以外の収入がある方
	年の途中で退職した方
	年末調整を受けていない方
年金収入がある方のうち	年金以外の収入がある方
事業、不動産収入がある方	農業、営業、不動産等の収入がある方
その他の収入がある方	土地建物の売買、保険の解約、報酬等の収入がある方
所得控除を受ける方	扶養控除、医療費控除、雑損控除等を受ける方
収入がなかった方のうち	誰の扶養にも入っていない方

### 申告に必要な書類の準備を

申告に必要な「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」は、事前に作成してください。

事業収入(農業、営業等)がある方	令和3年分収支内訳書(農業、一般)
不動産収入がある方	令和3年分収支内訳書(不動産)
医療費控除を受けようとする方	令和3年分医療費控除の明細書

新型コロナウイルス感染症関連の給付金等で、申告が必要なものは忘れずに計上してください。

### 申告に必要な書類の取得方法

必要書類は右のQRコード(国税庁ホームページ)からもダウンロードできます。



「収支内訳書」および「医療費控除の明細書」は下記の場所に配置してあります。

文化福社会館「まいん」	まいん内、中央廊下に配置してあります。
中央公民館	中央公民館ロビーに配置してあります。
コミュニティセンター	依上・佐原・黒沢・宮川・生瀬・袋田・上小川・下小川の各コミュニティセンターに配置してあります。職員にお声掛けください。
役場税務課	申告に関係する一通りの書類を配置しています。

各施設の閉館、閉庁日にご注意ください。

申告の要否や必要書類の作成方法、その他申告に関することでご不明な点は事前にお問い合わせください。

## 申告は忘れずに

申告された所得等の情報は所得税や町県民税のほかに、介護保険料の決定、保育料の算定、医療福祉費支給制度（マル福）の適用、国民健康保険の自己負担額の軽減判定等の基礎資料となっています。必要な申告をしていない場合（未申告）は適正な判定を行うことができませんので、対象となる方は必ず申告してください。

## 申告に関するよくある質問

### 問：給与収入と年金収入があるけど申告しなくてはいけないの？

答：給与収入+年金収入となるので申告が必要です（表面「申告が必要な方は」をご参照ください）。ただし、所得が一定の額に満たない場合（次の①と②のいずれかが20万円に満たない場合）は申告の必要はありません。

- ① 給与所得 = 給与収入 - 給与所得控除（最低55万円）
- ② 年金所得 = 年金収入 - 年金所得控除（65歳未満は最低60万円）（65歳以上は最低110万円）

### 問：「収支内訳書」ってどう書いたらいいの？

答：収支内訳書には、事業を行うことで得た収入や事業を行うことで支出した経費の内訳等を記入します。取引のあった相手方や内容、手元にある帳簿や領収書等をとりまとめたくてご記入ください。経費となる減価償却費、租税公課、光熱費や通信料等で、生活用と共用している場合は使用率で按分します。

### 問：「医療費控除の明細書」ってどう書いたらいいの？

答：医療費控除の明細書には、領収書等を基に令和3年中に申告者が負担した医療費を記入します。治療を受けた者、病院・薬局ごとに年間の合計額を算出してご記入ください。また、保険等で補てんされた額がある場合も忘れずにご記入ください。なお、保険機関から「医療費通知書」が届いている方は、通知書に記載された額を所定の欄に記入することで、明細の記入を省略することができます。

### 問：「扶養控除」ってどんなもの？

答：扶養控除とは、申告者が養っている者が居る場合に受ける事ができる所得控除です。12月31日時点において申告者と生計を一にする者（年の途中で死亡した場合はその時点）で、所得が48万円以下の者が対象です。別居している場合でも、送金等を行っている場合は扶養の対象とすることができます。

### 問：寄附金控除の「ワンストップ特例」ってどんなもの？

答：寄附金控除は国や地方公共団体、その他特定の法人に対して行った寄附金がある場合に受けることができる所得控除（または税額控除）です。ワンストップ特例とは、いわゆる「ふるさと納税」に適用されるもので、申告を行わなくても寄附金控除を受けられる制度を言います。この制度は「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入し、寄附した自治体に送ることで適用されます。

ただし、ワンストップ特例が適用となった者が申告をする場合は、特例の対象となった寄附金も含めて申告しなければなりませんのでご注意ください。

### 問：申告に必要な書類を紛失してしまったんですが？

答：第三者から交付される書類は申告時の確認が必要です。手元がない場合は次により取得してください。  
給与・年金の源泉徴収票：給与支払者（事業所等）、年金支払者（年金機構等）による再発行  
保険料控除証明書等：契約している保険会社等による再発行  
医療費の領収書・医療費通知書：治療を受けた病院等、保険機関等による再発行  
寄附金の領収書：寄附先の国や地方公共団体、その他の法人による再発行

### 問：期間中に申告できなかったけど、どうしたらいいの？

答：申告期間中に申告しなかった場合は、期限後申告をすることになります。申告期限=所得税の納付期限ですから、期限を過ぎた日から延滞税の計算が始まります。追加で納める額が発生する場合がありますので、早めに申告を行ってください。なお、期限後申告書の提出は、原則として申告者本人が行います。